

徳島県奨学金債権回収業務 プロポーザル募集要項

徳島県教育委員会生涯学習課

徳島県では、徳島県奨学金貸付金（以下、「徳島県奨学金」という。）に係る未収金回収業務について、資金の回収による安定した運用を図ることを目的に、次のとおり事業者を募集します。

第1 募集の内容

- (1) 業務名
徳島県奨学金債権回収業務
- (2) 業務内容等
別紙「徳島県奨学金債権回収業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
令和8年7月1日から令和11年6月30日までの間とします。
- (4) 実施方法
公募型プロポーザル方式

第2 プロポーザルに係る事項

- (1) 参加者の要件
プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人又は弁護士であり、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。
 - ① 次のア、イのいずれかに該当する者であること。
 - ア 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社（同法第2条第3項。以下「債権回収会社」という。）であること。
 - イ 弁護士又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
 - ② 債権回収会社にあつては、提案書提出日及びその次の日以降において、債権回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
 - ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から2年を経過しない者
 - ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑦ 徳島県から、「徳島県指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 最近3年間、本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、プロポーザル参加申込日から選定委員会の開催日までの期間内に受けていないこと。

(2) 企画提案書の作成

企画提案書は、様式1を鑑としてください。

企画提案書は、任意様式ですが、次に掲げる内容を順を追って含むものとし、A4版縦長横書きで作成してください。フロー図等の添付資料については、A4版横長を認めます。

企画提案書は、添付資料を含め10ページ以内（様式1の鑑を除く。）で作成してください。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- ① 業務実施方針
 - ア 基本的な取組姿勢
- ② 実施計画
 - ア 業務フロー・実施スケジュール
- ③ 実施体制
 - ア 業務実施体制
 - イ 専門性・業務遂行力
 - ウ 拠点・設備
 - エ 個人情報保護
- ④ 個別業務の実施方法
 - ア 文書催告
 - イ 電話催告
 - ウ 連帯保証人への催告
 - エ 相談・問合せ対応
 - オ 分納管理
 - カ 集金・入金
 - キ 法的手続
 - ク 報告・連絡
- ⑤ その他
 - ア 成功報酬率
 - イ その他

(3) プロポーザルの手続等

① スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表・配付	令和8年5月7日(木)～令和8年5月21日(木)
募集要項等に関する質問受付	令和8年5月7日(木)～令和8年5月15日(金)
プロポーザル参加申込受付	令和8年5月7日(木)～令和8年5月21日(木)
企画提案書受付	令和8年5月15日(金)～令和8年5月25日(月)
選定委員会	令和8年6月中旬
結果の通知・公表	令和8年6月中旬

② 募集要項等の公表・配付

ア 配付日時 令和8年5月7日(木)～令和8年5月21日(木)
午前9時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

イ 配付場所 徳島県教育委員会生涯学習課 修学支援担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県庁9階(生涯学習課)

※募集要項等は、徳島県ホームページからもダウンロードできます。

(徳島県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>)

③ 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間 令和8年5月7日(木)～令和8年5月15日(金)

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を生涯学習課宛てにメール又はファックスにて提出してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※件名に「徳島県奨学金債権回収業務」と記した上で送信してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、徳島県庁ホームページにて公開します。

④ プロポーザル参加申込書の受付

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(別紙2)

(イ) 参加申込者概要書(別紙3)

(ウ) 誓約書(別紙4)

(エ) (弁護士又は弁護士法人の場合)

弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類(写し可)

(オ) (債権回収会社の場合)

許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地のわかる書類

イ 提出部数

1部

ウ 受付期間

令和8年5月7日(木)～令和8年5月21日(木)

午後4時まで(必着)

エ 提出方法

プロポーザル参加者は、アに掲げる書類を生涯学習課まで持参又は郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留、特定記録等配達されたことが証明できる方法としてください。また、届いているかどうかの確認の電話を行ってください。

⑤ 企画提案書等、書類の受付

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式1を鑑とした任意様式）

(イ) 誓約書（様式2）

イ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

ウ 受付期間

令和8年5月15日（金）～令和8年5月25日（月）

午後4時まで（必着）

エ 提出方法

生涯学習課宛てに持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留、特定記録等配達されたことが証明できる方法としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑥ プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

(ウ) 募集要項に違反すると認められる場合

(エ) 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(オ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(カ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めません。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。

キ その他

(ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

(イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

- (ウ) 提出された企画提案書等は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、選定委員会開催日前日までに、辞退届（別紙5）を生涯学習課に持参又は郵送により提出してください。

第3 選定に係る事項

(1) 選定方法

選定は、県が別に定める委員により組織された「徳島県奨学金債権回収業務委託先選定委員会」が行います。

なお、契約候補者の選定に当たっては、「審査項目及び評価内容」（別表）に基づき、提出書類の内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し選定します。

(2) 選定委員会

令和8年6月中旬

(3) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施します。

(4) 結果の通知及び公表

結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。なお、結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

第4 契約の締結

- (1) 選定した契約候補者と県とが協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

- (2) 契約保証金は、免除します。

- (3) 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。

- (4) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができるものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、徳島県奨学金貸与条例（平成14年徳島県条例第35号）、徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成14年徳島県規則第26号）、その他関係法令を遵守してください。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

(3) 個人情報保護

受託者が徳島県奨学金等債権回収業務を行うにあたって、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）、徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則第78号）、徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成14年徳島県教育委員会規則第16号）に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(4) 守秘義務

受託者は、徳島県奨学金債権回収業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様と

します。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

徳島県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。

この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、業務期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 問合せ先及び各種書類の提出先

徳島県教育委員会生涯学習課 修学支援担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-3132

メール [syogaigakusyuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:syougaigakusyuka@pref.tokushima.lg.jp)

ファクシミリ 088-621-2884